

維持管理誓約書

年 月 日

（あて先）大東市上下水道事業管理者

（申込者）住 所

氏 名

（署名または記名押印）

電 話

給水装置工事を行うに際し、給水装置の維持管理について大東市上下水道局直結増圧式給水実施要綱第11条の規定に基づき、次のとおり誓約します。

給水装置設置場所 （建築物所在地）	
建築物の名称	
建物管理責任者	住所 氏名 電話
給水装置の維持管理業者	住所 氏名 電話
直結増圧装置および減圧式 逆流防止装置の維持管理業者	住所 氏名 電話

(裏 面)
誓 約 事 項

1 水道使用者等へ周知

次の事項について、水道使用者等に周知するとともに、大東市上下水道局に苦情を一切申し立てません。

- (1) 停電や故障により増圧装置が停止したとき、または工事、事故その他の非常事態により断水、出水不良もしくは濁水が発生したときは、1階に設置している非常用給水栓を使用すること。
- (2) 直結増圧装置を設置した場合は、貯水槽のような貯留機能がないため、大東市上下水道局の配水管工事、水道メーターの取替作業時等の計画的および緊急の断水の場合には、水の使用ができなくなること。
- (3) 直結増圧装置の異常、故障等の緊急時に備え、管理人、維持管理業者等の連絡先を記入した表示板を設置すること。

2 維持管理

直結増圧装置および減圧式逆流防止装置の機能を適正に保つために、維持管理業者による年1回以上の保守点検を行うとともに、必要の都度、保守点検または修繕を行います。

3 所有者の変更

給水装置の所有者に変更があったときは、速やかに大東市上下水道事業管理者に届け出るとともに、この誓約書の内容を継承します。

4 管理人等の変更の届出

管理責任者または維持管理業者に変更があったときは、速やかに大東市上下水道事業管理者に届け出ます。

5 配水管の水圧変動

配水管の水圧変動により、減圧装置が稼働しない場合があったとしても、それについて大東市上下水道局へ一切異議は申し立てません。

6 苦情等の処理

直結増圧装置に起因する苦情等については、申込者の責任において適切に行います。

7 損害の補償

直結増圧装置に起因して、逆流または漏水が発生し、大東市上下水道局またはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償します。

8 メーターの管理

メーターは、善良なる管理者の注意をもって保管し、日中の点検、取替および機能に支障のないようにします。